

裁判官の任命手続の見直し 検討のたたき台(案)その3

第1 最高裁判所に設置する委員会

1 設置

最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、委員会の名称について、委員長が「要綱案では『下級裁判所裁判官指名諮問委員会』という提案がなされているが、要綱案どおりでよいか。」(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料24(以下、「資料24」などと表記する。)-p2参照)と発言し、委員は異議なく了解している(資料24-p2参照)が、どうか。

2 所掌事務等

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、委員会の所掌事務について、委員長が、指名の適否その他指名に関する事項を審議すること、その前提として「指名候補者に関する情報を収集すること・・・が掲げられているが、この点について異議はないか。」と発言し、委員は異議なく了解している(資料24-p2参照)が、どうか。
- (2) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、高裁長官への指名の適否を諮問の対象とするかどうかについて、委員長が「高裁長官への指名の適否を諮問の対象とするかどうかについて、要綱案では、諮問の対象に含めないとするA案、諮問の対象に含めるが委員会が必要ないものとして定める場合にはこの限りではないとするB案、諮問の対象に含めるとするC案が示されている。各案について何か意見はないか。」と発言し(資料24-p2参照)その後の意見交換の中で、委員長が「今何人かの委員の意見を伺っていると、無条件に諮問の対象とするC案に固執される方はいないように思われる。弁護士がいきなり高裁長官にということは実際問題としてはあり得ないかなとは思いますが、全くあり得ないと片づけるわけにはいかない。官職としては下級裁の裁判官とは言いながら判事と高裁長官は明確に法律上区分されているわけであり、弁護士から高裁長官に手を挙げた方があった場合、A案でいくと判事としての審査は全くされないままに最高裁で指名できることになってしまう。今日ここで、A案賛成と発言された方々も、委員会に期待される作業は、裁判官としての適格性であって、司法行政事務に対する判断は求められていないと

思われる。運用の実態は限りなく A 案に近づくものと思われるが、運用の問題として弾力的に対応できるように新委員会に任せた方がよいという意見がかなりの委員から述べられた。もし了解いただければ、当委員会としては、B 案で取りまとめをさせていただきます。」と発言し（資料 24 - p 5 参照）さらに意見交換の後、委員長が「弁護士から高裁長官への任命を希望した場合には、裁判官の適格性について判断されたことがないので諮問に付するが、長年裁判官をしていた人であれば外すというのが国民から理解を得られるので、B 案で取りまとめたい。」、「内容的には B 案で取りまとめるが、規定の表現は、準備会でまとめて、次回に確定することとしたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（資料 24 - p 7 参照）が、どうか。

- (3) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第 3 回）において、短期間裁判官の身分を離れていた者を諮問の対象とするかどうかについて、委員長が「短期間裁判官の身分を離れて戻ってきた者については、原則的には審議対象から外すこととして、要綱案を基に次回審議することとどうか。」と発言し（資料 20 - p 5 参照）その後意見交換が行われ、そのような取扱いを適当とする者があることには異論は出されず、委員長は「これまで出た意見を念頭に置きながら、準備会で要綱案を作り、それを見た上でもう一度議論することとどうか。」と取りまとめた（資料 20 - p 6 参照）。

最高裁一般規則制定諮問委員会（第 4 回）において、例外的に諮問を要しない場合について、委員長が「例外的に諮問を要しない場合として、例えば、判事補が短期間裁判官の身分を離れていた場合などについては、これを諮問の対象としなくてよいということ意見が一致していたと思う。具体的にどのような者を諮問の対象外とするかという点については、準備会において、『諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合』という案が作成されているので、この内容で取りまとめよいか。ただし、規定の表現については、先程の点との関係があるので、次回に確定することとしたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（資料 24 - p 7 ~ 8 参照）が、どうか。

- (4) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第 4 回）において、「最高裁が諮問する場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。」という点を要綱案に入れるべきかどうかについて、委員長が「資料 1 2 の 2 頁の注 3 で、『最高裁が諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。』とあるが、委員会の検討と運用に委ねるべき問題と思うので、要綱案に盛り込むほどでは

* 最高裁判所一般規則制定諮問委員会（第 4 回）配布資料 資料 1 2（最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料 資料 2 5）

ないと考えるが、入れるべきという意見はあるか。」と発言し、その後意見交換の後、委員長が「今の点を確認事項として盛り込むかどうか、盛り込む場合どう表現するかは別として、最高裁から委員会への資料提出については要綱案に載せないということでもとめたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（資料24 - p10 参照）が、どうか。

3 所掌事務に関連する事項

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の3の2項の について、委員は異議なく了解している（資料24 - p10～11参照）が、どうか。

4 組織、5 委員の任命

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、委員会を構成する委員の数や、委員構成について、意見交換が行われ、委員長が「法曹委員を裁判官2人、検察官1人、弁護士2人の合計5人とすることについてはコンセンサスが得られているようである。」（資料24 - p11参照）「当委員会の結論としては、（委員の数は）11人ということにしたい。構成比率については、法曹委員を5人とすることは議論の中でコンセンサスが得られたように思うので、5対6になると思う。」（資料24 - p14参照）という取りまとめを行っているが、どうか。

6 委員の任期等、7 委員長、8 議事

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の6～8について、委員は異議なく了解している（資料24 - p15参照）が、どうか。

9 委員会の権限

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の9について、意見交換が行われ、委員長が「要綱案の9（1）の表現ぶりについては準備会で考えてほしい。（2）は、先程の委員構成を前提にすると、弁護士会、検察庁が積極的に意見を述べておきたいということであれば、実際問題としては弁護士委員、検察官委員を通じて意見を述べることができるわけであり、他の委員から是非聴きたいということになれば、賛同が得られると思う。委員会の権限事項として要綱案のように明記しておけば、それで足りるのではないかと思われる。必ずしも委員提出資料の9（4）のように規定しておかなくてもよいのではないか。また、司法制度改革審議会の意見書にあるように、裁判官の独立を侵すおそれのないように十分配慮しなければならないことから、規定が一人歩きして、そういう恐れにつながらないようにした方がよいと思われる。（2）の協力依頼については最小限度、要綱案のような権限事項のみ規定す

ることとし、後は運用で行うということで賛同いただけないかと思う。」、「(「その他の者」に)個人を含むという確認をしておく。」と発言した。

さらに、意見交換の後、委員長が「(「必要な協力」について)疑義のないようにすべきということであれば、少なくとも『資料や情報の提供を求めるなど必要な協力を依頼することができるものとする』というのを要綱案の中に入れることについてはどうか。」と発言した上、「本日の議論を踏まえて、準備会で、規定ぶり、表現ぶりとして要綱案の方に吸い上げることができるか、あるいは確認事項としてまとめるかを検討してほしい。そういう工夫をするということで、内容的には、要綱案の9はそのとおり取りまとめたい。」と発言し、委員は異議なく了解している(資料24 - p15~21参照)が、どうか。

(注)最高裁一般規則制定諮問委員会(第3回)において、委員会の権限について、委員長が、「委員会に対して、任官希望者の面接、関係者からの意見聴取、関係機関への資料提供、意見照会等の必要な協力を依頼する権限を付与すること自体には異論がないので、そのように取りまとめたい。」と発言し、委員は異議なく了解している(資料20 - p10参照)点については、既に、第12回検討会において了解されている。

第2 下部組織の設置について

10 地域委員会(仮称)の設置

最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、下部組織の名称について、委員長が「下部組織の名称は『地域委員会』とし、地域委員会の設置の規定は要綱案の10のとおりとしたい。」と発言し、委員は異議なく了解している(資料24 - p21参照)が、どうか。

11 地域委員会の所掌事務等

最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、幹事から、委員会と下部組織の関係について、これまでの議論を前提として、検討の便宜のために関係を一応整理して図示した資料13*に基づいて説明した(資料24 - p21参照)。

その後、地域委員会の情報収集の権限の内容について、意見交換が行われ、委員長が「下部組織の情報収集の端緒は、資料13*の右下『必要に応じて独自の調査』と記載していることから、委員会からの要請に基づいたもの以外についても独自に情報収集できることが理解できたと思う。任官希望者の名簿を下部組織にも提供するわけ

* 最高裁判所一般規則制定諮問委員会(第4回)配布資料 資料13(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料 資料26)

であり、下部組織の方でこの名簿を見て、委員会から要請がなくても下部組織で独自に調査して委員会に上げるという理解でよいか(幹事がこれを肯定)。」と発言した(資料24 - p22参照)。

さらに、意見交換の後、委員長が「下部組織は地元密着型であり、独自に調査できるのかどうか、その端緒はどうなるのかが一番気になっていたが、希望者全員の名簿が提供され、名簿を見ればこの人は問題であるから調べてみよう」と独自の調査ができるわけであり、調査して委員会にあげればよい。委員会が気がつかないケースについてはむしろ下部組織からの情報提供によってこの人は慎重にチェックしなければならないということになる。独自に調査できるといっても最終的には指名について意見を答申するのは委員会である。審議会意見も下部組織の活用の仕方というものは、第一次的審査を下部組織に与えようということを考えているわけではないと思うので、基本的に運用の問題であろう。・・・所掌事務については要綱案の11に記載のとおりとしたい。後は運用の問題として、要綱案どおりに承認していただきたい。」と発言した(資料24 - p24~25参照)。

この発言を受け、委員から「任官候補者全員が対象になるということは要綱案に記載されることになるのか。」との発言があり、委員長が「『下部組織は任官希望者全員について情報収集できるということ』と『下部組織は委員会の要請がなくても独自に調査できるということ』を確認事項に明記することでどうか。」と発言した(資料24 - p25参照)。

最終的に、委員長から「準備会の方で確認事項案を用意してほしい。要綱案に格上げすべき事項があれば、その点も議論してほしい。」、「確認事項案を作成することで、基本的には原案どおり承認いただきたい。」と発言し(資料24 - p26参照)委員は異議なく了解しているが、どうか。

12 地域委員会の組織

最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、地域委員会の組織について、委員長が「要綱案では、地域委員会の委員は5人とする案が準備会から提案されているがどうか。」と発言し(資料24 - p26参照)意見交換の後、委員長が「意見の大勢は5名」ということで取りまとめてよいか。」と発言し、委員は異議なく了解し、その後、委員長が「東京や大阪についてまで一律5名というのではなく、若干弾力的に対応できるような規定ぶりとしたいと思う。」、「この点については、規定ぶりを準備会で工夫したい。」と発言している(資料24 - p27参照)が、どうか。

13 地域委員の任命等

最高裁一般規則制定諮問委員会(第4回)において、地域委員の任命等について、

委員長が「地域委員会は地域密着型なので、その委員は当該高裁管轄区域内に居住又は執務する者とすることでよいと思うがどうか。」と発言し、委員は異議なく了解している（資料24 - p27～28参照）が、どうか。

14 地域委員の任期、15 地域委員長、16 議事

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の14～16について、委員は異議なく了解している（資料24 - p28参照）が、どうか。

17 地域委員会の権限

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の17について、委員長が「内容的には、中央の委員会と同様の問題がある。委員会の場合と同様に、準備会で規定ぶりを工夫することとしたい。」と発言している（資料24 - p28参照）が、どうか。

第3 上記の機関に関するその他の事項について

18 庶務

事務局の組織については、最高裁一般規則制定諮問委員会（第3回）において、委員長が「事務局の組織について、中央の委員会の庶務は最高裁の事務総局、下部組織の庶務は各高裁の事務局が担当することで特に異論はないか。」と発言し（資料20 - p16参照）委員からは、事実上、最高裁事務総局や高裁事務局の職員が事務局の職務を行うことについては異論は出されなかったが、制度として各委員会に事務局を置くべきかどうかについては異なる意見があり、委員長は「今日のところは、暫定的にこの項目の冒頭に申し上げたように取りまとめた上で要綱案を作りたい。」と発言し、委員は異議なく了解した（資料20 - p17参照）。

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）においては、要綱案の18について、意見交換が行われ、委員長が「できれば事務局は独立している方がよいと考えていたが、事務局を作り上げる場合の現実的な問題というのもあるようだ。」と発言し（資料24 - p28参照）さらに意見交換の後、委員からの「今の日本全体の状況では、新しい組織を作り、新しい人を集めるのは難しいが、必要なときだけ最高裁の職員が併任する形で省力化を図ることはありうる。それを含めてもう一度検討すべきである。これだけの委員会を設けるのであるから、事務局も委員会に付置した形とすべきである。」との発言を受け、委員長が「準備会でそういう方法が可能かどうか検討してほしい。最悪の場合には、原案通りとした上で、人事局が直接担当することのないよう、秘書課か総務局が庶務を担当することなどを確認事項として盛り込む工夫をしたい。」と

発言している（資料24 - p 29参照）が、どうか。

19 その他

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、要綱案の19について、委員は異議なく了解している（資料24 - p 29参照）が、どうか。

20 設置の法形式

最高裁一般規則制定諮問委員会（第4回）において、設置の法形式について、委員長が「法律で定めるべきか規則で定めるべきかについては、憲法上、最高裁に下級裁判所の裁判官の指名権や規則制定権が与えられており、司法の独立という観点から、大勢は規則でいいと考えているのではないかと思うがいかがか。」と発言し、委員からの発言の後、委員長が、「2人の委員を除く委員のご意見は、規則で定めるべきというものとうかがって、規則で定めることとしたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（資料24 - p 29参照）が、どうか。

（参考）

【司法制度改革審議会意見】

第5 裁判官制度の改革

2. 裁判官の任命手続の見直し

最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。

同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。

現行制度において、下級裁判所の裁判官については、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命することとされているが（憲法第80条第1項及び裁判所法第40条第1項。再任の場合を含む。）最高裁判所による指名過程は必ずしも透明ではなく、そこに国民の意思は及びえないこととなっている。こうした現状を見直し、国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。制度の整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- ・ 最高裁判所から同機関への諮問の方法は種々考えられるところであるが、同機関が適任者の選考に関する実質的な判断を行いうるよう十分な配慮がなされるべきである。
- ・ 裁判官の指名を受けようとする者に、同機関による選考の過程へのアクセスの機会を十分に保障するため、選考の基準、手続、スケジュールなどを明示することを含め、その過程の透明性を確保するための仕組みを整備するものとする。また、裁判官への任官希望者のすべてが、同機関の判断を経た上で、指名されるか否かを最高裁判所によって最終的に決定されるものとするべきである。
- ・ この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるよう、例えば、この機関に対して任官希望者に係る人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。なお、後記 3.の「裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）」に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。
- ・ 設置の趣旨に照らし、同機関を公正で権威のある機関とするため、委員の構成及び選任方法については、中立性・公正性が確保されるよう十分な工夫を凝らすものとする。
- ・ 同機関による選考に関しては、個々の裁判の内容を審査の対象とはしないなど、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮されなければならない。
- ・ 司法権の独立の保持の観点から最高裁判所に裁判官としての適任者を指名させるものとした憲法の趣旨にかんがみ、同機関による選考の結果に係る意見が同裁判所を法的に拘束するものとはなしえないが、説明責任を果たすという観点から、同裁判所は、同機関による選考の結果、適任とされた者を指名しない場合にその者から請求を受けたときは、指名しない理由を本人に対して開示するものとする。また、同機関による選考の結果、適任とされなかった者に対して説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要がある。

【司法制度改革推進計画】

第5 裁判官制度の改革

2 裁判官の任命手続の見直し

最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るよう適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）